

I 平成 24 年度 of 取組状況について（総括）

子どもの参加の促進・子どもの権利の理解促進

- 「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例(以下「権利条例」という。)」を施行し、札幌市全体が一丸となり、子どもの権利を尊重したまちづくりを進めるため、子どもの参加の促進や子どもの権利の理解促進に努めたところである。
- 子どもの参加の促進では、「子どもの権利推進アドバイザー」による研修等の実施を 17 回(前年度 10 回)、「子どもサポーター養成講座」について 10 回、延べ受講者数 174 名(前年度 13 回、延べ受講者数 104 名)と、いずれも昨年度を上回る結果となった。
- 子どもの権利の理解促進では、出前講座やさまざまな機会での広報普及活動について 110 回(前年度 109 回)と昨年度を上回っている。小中学生を対象とした「出前授業」を 6 校(小学校 4 校、中学校 2 校)で実施するとともに、新たに教職員を対象とした出前講座を実施した。また、権利条例の認知度を高めるためのロゴマークを作成した。
- 市政においては、さまざまな計画の策定や施策において、子ども向けのパブリックコメントや子どもとの意見交換をはじめ、子どもの参加の機会が 424 事例(前年度 375 事例)と昨年度を上回る結果となった。
- 学校教育において、教育委員会における各学校に対する日常的な指導や状況の中で、権利条例を直接の原因とし、他人の権利を侵害してまで権利行使をするような権利の濫用及びそれに伴う混乱といった事例は見受けられなかった。
- 指標達成度調査の「子どもの権利が守られているか」という設問に対する回答結果からは、いずれの値も好転している傾向が認められ、徐々にではあるが、子どもの権利に対する理解が進んでいることがうかがえるものとなっている。
- 平成 25 年度は、これまで実施してきた施策の充実に加え、新たに実施する「子どもの参加パワーアップ事業※」といった効果的な施策にも取り組み、子どもの権利の保障を一層進めていく。 ※子どもまちづくりコンテスト、絵本作成、他都市の子どもとの交流

子どもの権利が守られていると思うか？

大人	H21 年度 ※1	H21 年度 ※2	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H26 年度 (目標値)
『思う』	48.4%	41.0%	43.9%	43.5%	49.2%	60%
『思わない』	15.4%	25.3%	26.4%	28.9%	22.7%	—
わからない	34.6%	27.7%	26.3%	21.0%	22.6%	—

※1 子どもに関する実態意識調査(子ども未来局 次回はH25 年度に実施)

※2 指標達成度調査(市長政策室 毎年度実施)

子ども※3	H21 年度	H23 年度	H24 年度	H26 年度 (目標値)
『思う』	48.3%	65.7%	66.5%	60%
『思わない』	21.3%	9.3%	15.1%	—
わからない	29.5%	23.1%	15.0%	—

※3 H21 年度の値は※1 と同。
H23 年度以降は、事業参加者へのアンケートなどの結果であり、調査方法が異なる。

子どもの権利救済機関（子どもアシストセンター）

○ 実績

	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度
実件数	1,278	1,171(8.4%減)	1,191(1.7%増)	1,197(0.5%増)
延べ件数	3,571	3,788(6.1%増)	4,186(10.5%増)	3,925(6.2%減)
調整活動	41	42	19	18
申立	3	1	1	1
自己発意	0	0	0	2

()内は前年度比

- 平成 24 年度の相談者の内訳をみると、実件数 1,197 件中、子どもからの相談が約6割の 711 件となっており、平成 23 年度から 92 件増加している(対前年度比 14.9%増)。また、子ども本人からの初回相談のうち、Eメールによるものが 457 件と 64.3%を占める。
- Eメールは時間的な制約がなく匿名性が守られることから、子どもが相談する場合でも自己開示がしやすいという有用性があり、子どもが相談する際の重要な手段となっている。
- 調整活動は平成 24 年度は 18 件の案件につき実施した。児童相談所を調整先とする案件数は平成 23 年度の 10 件に対し 24 年度は8件、学校を調整先とする案件数は平成 23 年度の7件に対し 24 年度は8件とほぼ同程度であり、学校を調整先としている案件については全て保護者との相談の後に調整を開始している。
- 子ども本人からの相談の場合は、相談員とのやり取りの中で気持ちが安定し、自ら解決に取り組んでいく事例が多くみられ、第三者の介入による問題解決として調整活動を望むことが少ない傾向にある。一方、保護者からの相談の場合は、自らの解決が難しく、第三者の介入などにより問題解決を図ろうとする案件が子ども本人からの相談に比べ多く、調整活動に結び付きやすい傾向にある。近年、保護者からの相談の割合が減少していることから、引き続き大人に向けた広報活動も一層進めていく。
- 平成 24 年度は、救済委員の自己の発意による調査を2件実施した。このうち一件は学校に関する事案であり、既に調査を終了している。もう一件は、市内に無戸籍の子どもが存在する旨の情報提供をきっかけとした事案であり、平成 25 年度も引き続き調査を行っていく。

子どもの権利に関する教育委員会の取組

- 教育委員会では、子どもの権利の理念を生かした教育活動の充実が、各学校においてより一層図られるよう、教職員向けの研修や札幌市人権教育推進事業を実施した。
- 校長や教員が権利条例について十分理解することができるように、新任管理職研修や初任者研修・10年経験者研修などで子どもの権利に関する講義を行うとともに、いじめや不登校を防ぐためのピア・サポート※に関連した講演などを行った。

※ピア・サポート:子ども同士(仲間=peer)が互いに支え合えるような関係を作り出す仕組み

研修名	研修内容	参加者
新任管理職研修	講義「子どもの権利を大切にした教育の推進」	園長・校長・副校長 56名
10年経験者研修	講義「子どもの権利に関する指導の在り方」	小・中・高・特別支援学校教諭、養護教諭 71名
初任者研修	講義「子どもの権利に関する指導の在り方」	小・中・高等学校教諭、養護教諭 259名
センター研修講座	講義「子どもの権利や命を守る」	教員 50名
	講義・演習「いじめへの適切な対応を考える」	教員 44名
	講演「いじめや不登校を未然に防ぐピア・サポートについて」	教員 284名
札幌市小中学校教育課程研究協議会	説明「学校における子どもの権利を踏まえた取組」	小学校校長、教員 360名 中学校校長、教員 191名

- 札幌市人権教育推進事業の研究課題として「子どもの権利に関する研究」を位置付け、小学校1校、中学校2校、高等学校1校の研究推進校において、子どもの権利に関する研究を実施した。

研究推進校①	市立新陽小学校
研究授業の公開	平成24年12月12日(水)13時30分～ 授業:6年社会科「暮らしの中の政治」
映像資料活用の研究	平成23年度作成の「子どもの権利に関する学習映像資料(DVD)」を活用した授業実践を研究し、実践展開例を作成した。
研究推進校②	市立屯田北中学校
ピア・サポートの研究	ピア・サポートの取組を教育課程に位置付け、全校で実施するために、研修会や公開授業などを実施した。
研究推進校③	市立真駒内中学校
子どもの権利条例に関する学習の研究	「子どもの権利条約」や「札幌市子どもの権利条例」について学習するとともに、まとめとして、札幌市のまちづくりに「意見」を述べる学習に取り組んだ。
研究推進校④	市立札幌大通高等学校
ピア・サポートの研究	卒業生によるピア・サポート活動を通して、在校生が今の自分やこれからの自分の生き方について考える活動を行った。

II 主な取組状況

1 子どもの意見表明・参加の促進

(1) 子どもの参加の充実と支援

① 子どもの権利推進アドバイザー（平成 22 年度より実施）

主に市職員や関連団体などを対象に、市の施策や取組に子どもの権利の視点を取り入れるための指導・助言を行うことを目的として、設置している。

平成 24 年度は、薄木宏一氏（前札幌市子どもの権利救済委員・弁護士）、渡邊知樹氏（札幌学院大学人文学部こども発達学科教授）、小本恵子氏（札幌人権擁護委員）の 3 名に委嘱し、研修会や講演会などを実施した。

【実績】

平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
9 回	10 回	17 回

② 子どもサポーター養成講座（平成 22 年度より実施）

主に地域などで子どもに関わる活動を行っている大人を対象に、子どもの参加を進めるためのノウハウ等を身につけることを内容とする講座を実施した。

平成 24 年度は、子どもとのコミュニケーションを考えるなどの基本的な技能について学ぶ「基礎編」と具体的な体験事例を通して、実践的な技能を学ぶ「実践編」を開催した。

【実績】

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
講座開催数	5 回	13 回	10 回
参加延べ人数	66 名	104 名	174 名

(2) 市政や地域等における子どもの意見の反映

① 子ども議会

子どもが市政に参加し、意見を表明する機会と位置づけ、およそ 3 か月にわたり子どもたちが決めたテーマについて、話し合いや勉強会を行い、札幌市に対する提案事項をまとめている。本会議では、子ども議員が議場で提案を発表し、市長等がこれに対して答弁を行っている。また、本会議終了後は、庁内の子どもの意見を聞く場として広く活用されている。

【実績】

○ 子ども議員数:69 名、大学生サポーター:14 名、委員会開催回数:7 回

○ 提案項目

個別テーマ	「雪に親しむこと」「自転車の乗用マナー」「生ごみのリサイクル」 「節電の広報」「札幌市の魅力を発信すること」
共通テーマ	「子どもが毎日を安心して過ごせる環境を整えるには、 どうすればいいか」

【庁内部局が子どもの意見を聞く場として活用した事例】

- ・安全、安心な消費生活に関する意見交換会(消費生活センターの見学含む)
- ・円山動物園のゾウに関する意見交換会(円山動物園の見学含む)
- ・子どもの権利 PR ロゴマーク作成に向けたキャッチフレーズづくり

② 市政に対する提案・意見募集

子どもが市政について、気軽に提案や意見を言うことができるよう、返信用ハガキを添付した資料を作成し、学校や公共施設に配布した。

子どもから寄せられた提案・意見の概要やそれに対する札幌市の見解を子どもの権利の広報紙に掲載した。

【実績】

テーマ	件数	結果
新たにゾウを飼うことについて	407 件	「賛成」43%、「反対」55%、その他 2%
身近な地域の活動について 自分たちのできること	139 件	「地域との交流」24%、「イベントの実施」30%、「環境美化」22%、「地域のPR」2%、その他 22%)

③ 市政における子どもの意見表明の機会の促進

子どもに大きく関わる計画や事業を企画する場合において、子どもを対象としたパブリックコメント、ワークショップやアンケートを実施するなど、市政に子どもの意見を反映する仕組みを拡大するよう、取組を進めている。

【実績】

項目	内容
まちづくり戦略ビジョン<ビジョン編>策定における子どもの意見の反映	子ども向け冊子を作成し、パブリックコメントと同時期に子どもの意見を募集したところ、1,233 人から 2,369 件の意見が寄せられた。寄せられた意見は、それに対する市の考え方と併せて<ビジョン編>に掲載するとともに、反映できる意見は<ビジョン編>の内容に反映した。
予算に対する子ども向けの意見募集	高校生が模擬的に予算編成を体験できる取組、中学生を対象とした出前講座や子ども議員へのアンケートの実施など、予算編成過程において子どもからも意見を募集した。
生物多様性さっぽろビジョン(案)に対する意見募集	パブリックコメント実施時に、生物部等のある市立高校にビジョン案を送付し、高校生からも意見を募集し、6 人(18 件)から意見が寄せられた。寄せられた意見は、それに対する市の考え方と併せてホームページに掲載するとともに、本ビジョンへ反映させた。
子ども広報モニター	広報さっぽろの誌面づくりに子どもの意見を取り入れるため、9 歳から 14 歳までの 6 人の子どもに対し、誌面の内容・デザインなどについてアンケート調査を年 6 回実施。
学校施設改築	平成 24 年度に基本設計を行った屯田小学校、啓明中学校及び中島中学校において、改築に関する児童・生徒の意見や要望を把握するために、アンケート調査を実施した。結果は改築検討協議会で報告し、可能な範囲内で設計に反映する。

④ 子どもの意見を反映した施設運営（子ども運営委員会）

札幌市にあるすべての児童会館・ミニ児童会館では、「子ども運営委員会」を設置し、子どもたち自身が各館の利用に当たってのルールづくりや行事の企画運営などを行っている。

平成 24 年度は、子どもの活動発表の場として、「げんキッズフェス～とびだせ！じどうかいかん！」を実施したほか、地域を題材にした「こどもカルタ」の作成などに取り組んだ。

【委員会数】

	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度
児童会館	104	104	104	104
ミニ児童会館	55	60	67	70

⑤ 「子ども運営委員会」の拡充

主に子どもが利用する施設において、施設運営に子どもの意見を反映されるよう、子どもの参加の機会の促進を図っている。

札幌市青少年科学館「子ども科学会議」、西岡公園「ヤンマ団&魚組」については、「子ども運営委員会」の位置付けとして実施。

(3) 子どもの権利に関する施策実施状況の調査

① 庁内（平成 21 年度より実施）

各局区が実施している事業の中で、「子どもの参加」や「子どもに分かりやすい情報発信」の取組状況について調査し、庁内において情報共有することにより、子ども参加等のより一層の推進につなげていくこととしている。

【子どもに分かりやすい情報発信】

	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度
ホームページ	53	71	131	123
パンフレット等	83	91	136	142
その他	17	36	57	37
合計	153	198	324	302

【子どもの参加】

	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度
市政への参加※1	16	28	44	46
行事等への参加※2	323	297	331	378
合計	339	325	375	424

※1 子ども向けのパブリックコメント、アンケート、ワークショップの実施など、市政に対し意見を反映する機会となっているもの。

※2 行事の準備、当日の発表、仕事の体験など、行事への参加者を集計したもの。

② 地域(平成 23 年度より実施)

地域団体等が実施し、まちづくりセンターが関わる事業における、子どもの参加の実践例などの取組状況について、調査し、情報を共有することにより、地域における子ども参加等のより一層の推進につなげていくこととしている。

【事例数】

	H23 年度	H24 年度
企画運営※1	10	11
行事への参加等※2	93	93
大人の取組※3	25	29
合計	128	133

※1 行事等の計画段階から子どもが関わっているもの。

※2 行事当日の手伝い、参加者として参加しているものなど。

※3 子どもの見守り活動など、子ども自身は関わらないが、子どもの育ちのための大人と取組や活動など。

2 子どもを受け止め、育む環境づくり

(1) 子どもの居場所づくり

① 放課後の居場所づくり

子どもが豊かに成長するためには、安心して自由に過ごせる場所を確保することが重要であることから、子どもにとって身近な地域における放課後の居場所づくりを進めている。

【児童会館】

児童の放課後の生活を豊かにし、異年齢集団での遊びを通じた地域における児童の交流を深めることを目的としており、1 中学校区に 1 館を基本とし、現在は 104 館整備している。

【ミニ児童会館の整備】

校区内に児童会館がない地域の小学校の余裕教室等を活用し、児童会館を補完するものとして整備している。

	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度
整備数	60 館	67 館	70 館	79 館

【中・高校生の居場所づくり】

中学生、高校生の主体的な活動を促進・支援するための場所として、また家庭や学校以外にも自分自身が受け止められていると実感できるという場所として、居場所づくりを行っている。

【児童クラブ】

平成 24 年 4 月から対象学年を小学 5 年生まで拡大するとともに、開設時間の延長を行い、9 月からは延長した時間帯の利用者を対象に有料化を実施した。

【児童会館のあり方検討】

子どもワークショップなどを通して利用者の意見を聞くとともに、児童会館のあり方検討専門部会を設置して協議し、検討を進めた。

② 学びの環境づくり

不登校児童生徒の受け皿となっているフリースクールなどの民間施設の活動を支援するため、補助制度を策定し、事業補助による支援を実施した。

【実績】

補助団体数	4 団体
補助額合計	5,124 千円
内容	配置職員の充実に係る費用、教材教具の整備、体験学習など活動の充実に係る経費の一部

(2) さまざまな活動を通じた人間関係づくり

① プレーパーク事業の推進

公園等を活用し、事前の協議のうえで規制を極力排除した子どもの遊び場である「プレーパーク」事業について、「札幌市プレーパーク基本方針」及び「プレーパーク事業推進要綱」を策定し、事業の推進を図っている。

【実績】

普及啓発事業	市内の公園におけるモデル事業:705 名が参加 プレーカー事業※等:321 名が参加 ※プレーリーダーが車に遊びの道具を詰め込んで地域の公園等に向く事業
活動助成事業	プレーパーク実施団体に対する活動費の助成 ・実施回数 153 回 ・参加者数 5,102 名

(3) いじめ・不登校への対応

① いじめに対する取組

各学校において、いじめの取組年間計画に基づいた、未然防止・早期発見・早期対応の取組を推進した。11月の「いじめの状況等に関する調査」の際に、子どもがより率直な気持ちを回答できるように、タイトルと質問項目を見直し、「悩みやいじめに関するアンケート調査」として実施した。

また、各学校において、その回答を分析して子どもとのきめ細かな面談を実施するなど、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に向けた取組の充実を図った。

【いじめに関する意識調査(市立小学校、中学校、高等学校の合計)】

	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度※
いじめられていると思う	8.0% (11,124人)	8.0% (11,212人)	7.9% (11,060人)	14.5% (20,099人)
思わない	90.7% (126,731人)	90.9% (127,705人)	91.5% (128,195人)	84.0% (116,449人)

※ H24年度の数値が増加しているのは、H23年度までは「今、いじめられていると思うか」という設問であったのに対し、「今の学年になってから、いじめられたことがあるか」という設問に変更となったこと、全国的ないじめ問題の報道等の影響が考えられる。

※ H24年11月の調査で「いじめられたことがある」と回答した児童生徒 20,099人。アンケート後、「ある」と回答した全ての子どもから担任等が聞き取りを行い解消に向けて保護者とも連携しながら相談・指導等を行うとともに、状況について教育委員会が継続的に確認している。

② 不登校に対する取組

平成24年度から、不登校や不登校の心配のある子どもや家庭を支援する「心のサポーター配置モデル事業」を新たに実施した。

中学校のモデル校では、「相談支援パートナー」を配置し、不登校の子どもに対して個別の指導を行ったり、家庭訪問などにより関係機関と連携して子どもや保護者を支援したりするなど、一人一人の子どもの状況に応じたきめ細かな支援を行い、不登校状況の改善を図った。

小学校のモデル校には、「相談支援リーダー」を配置し、不登校の子どもの支援を行うとともに、中学校に配置されている「相談支援パートナー」への指導・助言を行った。

【児童生徒(市立小学校、中学校の合計)】

	H21年度	H22年度	H23年度
児童生徒数	1,654人	1,692人	1,700人

「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査(文部科学省)」

【心のサポーター配置モデル事業の実績】

- ・相談支援パートナー配置校数 中学校 20校(H25年度は40校)
- ・相談支援リーダー配置校数 小学校 2校(H25年度は5校)
- ・相談支援パートナー及び相談支援リーダーの配置校で、不登校の状況にある児童生徒 417名のうち、登校状況の改善が見られた児童生徒 171名(33.9%) 25年3月末

3 子どもの権利の侵害からの救済

(1) 子どもの権利救済機関（子どもアシストセンター）の運営状況

権利条例第 33 条に基づく子どもの権利の侵害からの救済機関であり、「子どもの最善の利益」を判断の基準に、子どもが自らの力で次のステップを踏むことができるよう支援することを基本姿勢として、相談への対応、申立てに基づく救済活動等を行っている。

【目的】

権利条例第 33 条に基づき、権利の侵害を受けた子どもに対して、迅速で適切な救済を図ること。

【運営体制】

- [委員等] 救済委員 2 名(大学教授、弁護士)、調査員 3 名、相談員 7 名
- [事務局] 4 名(うち、子どもの権利救済事務局長は子ども育成部長が兼務)
- [相談時間帯] 月曜日～金曜日:10 時～20 時、土曜日:10 時～15 時

【特徴】

- ・権利侵害に限らず幅広く相談を受ける。
- ・相談の延長としての調整活動、申立て・自己発意に基づく調査・調整・勧告等を行うことができる。
- ・通話料のかからない子ども専用電話を設置している。
- ・メール相談を導入している。

【相談実績(2P再掲)】

	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度
実件数	1,278	1,171(8.4%減)	1,191(1.7%増)	1,197(0.5%増)
延べ件数	3,571	3,788(6.1%増)	4,186(10.5%増)	3,925(6.2%減)
調整活動	41	42	19	18※
申立	3	1	1	1
自己発意	0	0	0	2

()内は前年度比

※平成 24 年度の調整活動 18 件(延べ 223 回)の調査、調整先

- ・学校 8 件
- ・児童相談所 8 件(うち虐待通報 6 件)
- ・その他 2 件

【寄せられた声】

<子どもから>

- ・勉強と部活の両立でストレスが溜まり、親の期待に応えようとしても意欲がわかない。
- ・友達が仲間外れにされており、助けてあげたいが勇気が出ない。

<保護者から>

- ・子どもの勉強のことが心配で、つい当たってしまう。
- ・子どもが同級生からいじめを受けているようだが、親にも話せない本人の気持ちを代りに聴いてあげてほしい。

【他の機関との連携】

子どもに関する問題が多様化、複雑化する中で、行政機関だけでなく民間団体等も含めた幅広い連携が必要となるため、他の相談機関に呼びかけて「子どものための相談窓口連絡会議(官民 18 機関が参加)」を開催(年 2 回)。

(2) 児童虐待への対応

児童虐待については、平成 23 年 9 月から電話による「子ども安心ホットライン」を開設したほか、各区役所においては、虐待通報があった際の初期調査を行う主査の配置（平成 22 年度）、家庭児童相談室の設置（平成 23 年度）を行い、対応を強化している。

【児童虐待取扱件数】

	H21 年度	H22 年度	H23 年度※	H24 年度
児童相談所	620(0.2%減)	478(22.9%減)	437(8.5%減)	435(0.5%減)
区役所	188(84.3%増)	208(10.6%増)	432(107.7%増)	264(38.9%減)

()は前年度比

※ H23 年度から区役所に家庭児童相談室を設置。

【H24 年度の主な虐待者の内訳】

実母:78.2%、実父:13.1%、・実父以外の父親等:6.6%、
実母以外の母親等:0.7%、その他:1.4%(児童相談所取扱分)

【児童虐待通告受付件数】

年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度
児童相談所	736(26.5%増)	814(10.6%増)	710(12.8%減)	940(32.4%増)
区役所	—※	217(-)	187(13.8%減)	177(5.3%減)

()は前年度比

※ H21 年度まで、虐待通告は児童相談所で計上

【相談・対応体制の強化に向けた主な取組】

- ・ 区要保護児童対策地域協議会の活性化による関係機関との連携強化
- ・ 児童相談所と区家庭児童相談室の役割分担の明確化と連携強化
- ・ 区家庭児童相談室職員の資質向上に向けた研修の充実

4 子どもの権利を大切にする意識の向上

(1) 広報物の作成

① パンフレット

権利条例の内容や具体的な事例を紹介するパンフレットや救済機関を紹介するリーフレット等を作成し、子ども、各学校や関係施設、地域関係者等へ配布。

区分	種類	主な配布先
条例	パンフレット(小学生)	新小学4年生全員
	パンフレット(中学生)	新中学1年生全員
	パンフレット(一般・高校)	高等学校、保育園、児童会館など
	チラシ	新小学1年生児童全員の保護者
	リーフレット(新規)	一般、地域関係者など
子どもアシストセンター	リーフレット	新小学1・4年生全員
	カード	小中学校児童生徒全員
	ポスター	小中学校、特別支援学校等に配布
	チラシ	一般(出前講座・イベント時に配布)

② ニュースレター

子どもの権利に関するニュースレター、子どもの権利救済機関のニュースレターを各年度2回発行し、学校、施設や地域関係者に配布。

名称	主な内容等
子どもの権利ニュース (一般向け)	地域や市政における子ども参加の具体的事例
子ども通信 (子ども向け)	学校、地域、市政における子ども参加の具体的事例
あしすと通信 (主に保護者向け)	活動状況や相談から見える子どもたちの姿など

(2) さっぽろ子どもの権利の日事業「子どもまちづくりミーティング」

権利条例第5条に規定する「さっぽろ子どもの権利の日(11月20日)」の前後に、子どもの権利について、市民の関心を高めるための事業を実施。

平成24年度は、小学校5年生から高校生を対象に、「将来の夢」や「札幌の理想の未来」をテーマに講師を招いたワークショップや、子どもワールドカフェ[※]を実施。このほか、子どもの権利に関する啓発作品を子どもから募集し、優秀作品の表彰式を実施。

※ 参加者がカフェにいるような空間を演出し、リラックスした雰囲気の中で気軽に意見交換を行う手法。

【実績】

参加者数:約150名 啓発作品応募数:273作品

(3) 出前講座等

子育てサロン利用者及びボランティア、PTA・校長会など学校関係者、地域団体等を対象に子どもの権利や子どもの権利救済機関に関する講座を開催。

子どもを対象とした出前授業のほか、教職員を対象とした講座を新たに実施した。

【実績】

年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度
回数	79 件	106 件	109 件	110 件※

※H24 年度の主な相手先:

学校関係 13 件、PTA 関係 8 件、児童福祉・子育て支援関係 30 件、
地域団体・青少年育成関係 10 件、子ども 39 件、その他 10 件

(4) その他

広報さっぽろ、テレビ広報番組、他部局や民間において実施する子ども向けイベントと連携したパネル展の実施や啓発物品の配布といった広報活動を実施。

また、権利条例PRするためのロゴマークを作成し、市民向けの印刷物等に掲載するなどの活用を行った。作成にあたっては、子どもによる人気投票を実施するなど、子どもの意見を反映している。

【実績】

内容	回数
市立図書館における子どもの権利に関する展示	4 回
子ども向けイベントにおけるパネル展	11 回

【ロゴマーク】



(5) 学校教育における理解促進に向けた取組

① 教員研修の実施（教育センター等における研修）

教育委員会では、市立幼稚園・学校の新任管理職及び、10年経験者・初任者を対象とした研修や、一般教諭向けの教育センター研修講座を実施するとともに、全小中学校参加の「小中学校教育課程研究協議会」において説明を行った。

【新任管理職研修】

実施日時/対象	平成24年4月18日(水)…新任管理職(園長・校長・副校長 56名参加)
内 容	講義「子どもの権利を大切にした教育の推進」 講師:教)指導担当課長 新たに昇任した校長等に対して、子どもの権利を踏まえた学校経営を進めるために、条例の趣旨を踏まえた教育のより一層の充実に関わる説明を行った。

【10年経験者研修】

実施日時/対象	平成24年8月9日(木)…10年経験者研修受講者(小・中・高・特別支援学校教諭、養護教諭 71名参加)
内 容	講義「子どもの権利に関する指導の在り方」 講師:教)指導担当係長 校内外でこれから中心的な役割を担っていく10年経験者に対して、子どもの権利の考え方や実践例を紹介した。

【初任者研修】

実施日時/対象	平成24年11月29日(木)…初任者研修受講者(小・中・高等学校教諭、養護教諭 259名参加)
内 容	講義「子どもの権利に関する指導の在り方」 講師:教)指導担当係長 初任者に対して、子どもの権利の基本的な考え方や実践例を紹介した。

【教育センター研修講座】

実施日時/対象	平成24年8月1日(水)…教員 50名参加
内 容	講義「子どもの権利や命を守る」 講師:田中燈一弁護士(田中法律事務所) いじめや少年事件の事例等を通して、学校事故の対応について検討した。
実施日時/対象	平成24年8月16日(木)…教員 44名参加
内 容	講義・演習「いじめへの適切な対応を考える」 講師:平野直己准教授(北海道教育大学)他市立学校教諭2名 いじめについての具体的な事例をもとに、ピア・サポートの活用例等、いじめの予防と対応について協議した。
実施日時/対象	平成25年1月8日(火)…教員 284名参加
内 容	講演「いじめや不登校を未然に防ぐピア・サポートについて」 講師:栗原慎二教授(広島大学大学院) 子どもたちの「関わる力」を高めることで、いじめや不登校が起りにくい学級集団をつくる理論や方法についての講演を実施した。

【札幌市小中学校教育課程研究協議会】

実施日時/対象	平成24年12月11日(月)…市内小学校校長、教員(360名参加) 平成24年12月7日(金)…市内中学校校長、教員(191名参加) ※すべての市立小中学校から1名以上の一般教諭が参加
内 容	説明「学校における子どもの権利を踏まえた取組」 講師:教)指導担当課長

② 人権教育推進事業による研究の実施

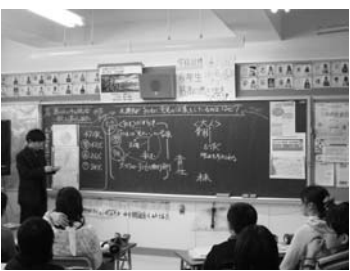
各学校で、権利条例の趣旨を踏まえた教育実践が行われるように、札幌市人権教育推進事業において子どもの権利に関する研究を実施した。

研究では小・中・高等学校4校の研究推進校において、授業を通して教材の開発等について検証する研究や児童生徒向け学習映像資料(DVD)を活用した実践展開例を作成する研究、子どもの権利条例の理解に関する研究やピア・サポートに関する研究を実施した。

研究主題	・子どもの権利の理念を生かした教育に係る、教材や指導方法の工夫等に関する実践的研究
研究内容	推進校① 市立新陽小学校
	・6年社会科「暮らしの中の政治」(平成24年12月12日)
	・市政への子ども参加に関わる公開の授業実践を行い、研究の検証を行った。
	・平成23年度作成の「子どもの権利に関する学習映像資料(DVD)」を活用した授業実践を研究し、実践展開例を作成した。
	推進校② 市立屯田北中学校
	・ピア・サポートの取組を教育課程に位置付け、全校で実施するために、研修会や公開授業などを実施した。
	推進校③ 市立真駒内中学校
	・「子どもの権利条約」や「札幌市子どもの権利条例」について学習するとともに、まとめとして、札幌市のまちづくりに「意見」を述べる学習に取り組んだ。
推進校④ 市立札幌大通高等学校	
・卒業生によるピア・サポート活動を通して、在校生との交流の中で、今の自分やこれからの自分の生き方について考える活動を行った。	

ア 公開授業の実施

子どもの権利のうち、「参加する権利」の「自分の意見を表明すること」について、社会科の授業を小学校の研究推進校で公開した。

実施校	市立新陽小学校
実施日時/ 授業	平成24年12月12日(水)13時30分～ 授業:6年社会科「暮らしの中の政治」
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・市政への子ども参加に関わる授業の指導案づくりと公開の授業実践を行い、研究の検証を行った。 ・授業では子どもも含め市民に意見を募集していた「円山動物園でゾウを飼うこと」について考える活動を通して、条例の中で示された子どもの権利のうち、「参加する権利」について扱った。 ・子どもは、自分たちの意見も求められていることを知ることで、政治は大人だけのものではなく、自分の生活と密接に結び付いていることに気付くことができた。 
参加者の感想	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちに身近なゾウの題材を通して、将来を担う一人の市民として意見を出すことの大切さを学ぶ、すばらしい授業だったと思う。 ・子どもは皆ゾウを見たいと答えると思っていたが、そうではなかった。一方的に決め付けるのではなく、子どもの意見を十分に聞くことがいかに大切かわかった。 ・権利だけが強調されるのではなく、責任も担うという言葉がしっかり導き出されていたことに感心した。
参加者	学校関係(15名)、市議会議員(5名)、一般市民(9名)、報道(1名)、子ども未来局(8名)、教育委員会事務局(3名)

イ 子どもに対する啓発活動

平成 23 年度に作成・配布した児童生徒向け学習映像資料(DVD)は、子ども未来局が小学校4年生と中学校1年生に配布している子どもの権利に関するパンフレットの内容と関連をもたせ、条例の成り立ち、4つの権利の内容等についてまとめたものである。

平成 24 年度は、この学習映像資料を活用した授業実践事例を作成し、学習で使えるシートと併せて、各学校において様々な場面で活用されるように働きかけを行った。

本実践事例は、朝の短い時間を活用し、1回の学習(1コマ)を 15 分程度で行うように計画している。毎回の学習では、子どもにとって大切な4つの権利「安心して生きる権利」、「自分らしく生きる権利」、「豊かに育つ権利」、「参加する権利」を4回に分け、具体的な日常生活や行動に結び付けながら学習するようになっている。

3コマ目『自分らしく生きる権利』

<本時のねらい>


- ・ 普段の自分の生活と関係付けながら「自分らしく生きる権利」の大切さについて考える。

<本時の展開>

自分らしく生きる権利とは、どういうことかな？

自分らしく表現できるって気持ちがいいよね。

自分の思ったことや考えたことを自由に発言していいんだよ！



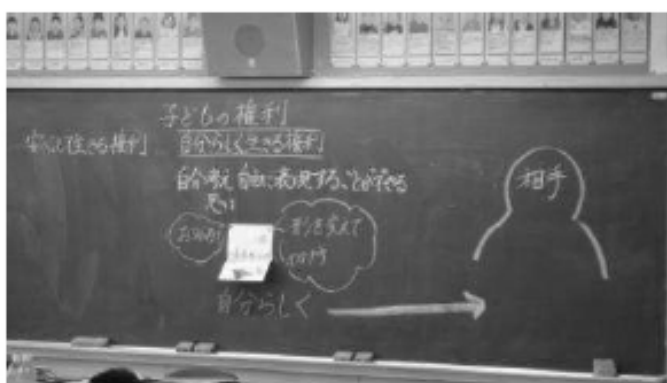
【DVD資料 14】

- ・ 何でも自分の思うようにすることなのかな？
- ・ 相手のことも大切に思わないとダメなんだね。
- ・ 認められるとうれしいよね。


お互いの個性を大切にしながら、自分らしく生きることが大切なんだ。

○DVD資料(14～15)を視聴する。

○自分と同じように相手も大切にしなければならないことを考えるようにする。



【本時の板書例】



【子どもの権利パンフレットP5】

ウ 子どもの権利条例に関する学習

「子どもの権利条約」や「札幌市子どもの権利条例」について学習するとともに、まとめとして、札幌市のまちづくりに「意見」を述べる学習に取り組んだ。

実施校	市立真駒内中学校	
学習①	「子どもの権利条約」の学習	
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの権利条約の条文カードを使い「大切にしたい権利」を考える。 ・自分たちが選ばなかった条文を切望する子どもが全世界にいることを知る。 ・当事者として「学び」「考え」「意見を表明する」大切さを知る。 ・「札幌市子どもの権利条例」の存在を知り大人たちの取組に関心をもつ。 	
生徒の感想	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもがのびのびとする「休み遊ぶ権利」がとても大切だと思う。 ・日本以外の国の子どもにとっては、大切な権利は違うと思った。 ・一つ一つの権利には意味があり、教育というのも重要な権利だと思った。 	
学習②	「13歳の君たちに伝えたい～子どもの権利」の学習	
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・札幌市子ども未来局子どもの権利推進課と子どもアシストセンターの講師から「権利とは何か」「子どもの権利条例」の話聞く。 ・「札幌市子どもの権利条例」について理解を深め、札幌市が子どもの権利を尊重するまちづくりを積極的に進めていることを知る。 ・札幌の子どもは声をきいてもらい支えてもらえる場があることを知る。 	
生徒の感想	<ul style="list-style-type: none"> ・一番いいなあと思った権利は「自分らしく生きる権利」である。人に流されず自分の意見を言いたいと思った。困ったことがあったら相談もできるとわかった。 ・札幌市は子どもの権利をよく考えていて、いいまちだと思った。世界中の国の人に子どもの権利のことをよく知ってほしいと思った。 ・社会科の時間にも勉強したが、あらためて「安心して生きる権利」が大事だと思った。いじめや差別、虐待などあってはならないことだと思う。 	
学習③	子どもの権利だ、「声」を届けよう	
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの権利学習のまとめとして、札幌市のまちづくりに「意見」をあげる。 ・クイズを通して、事前2時間の子どもの権利学習を振り返る。 ・「札幌のまちづくりにみんなの声を届けよう」(子ども未来局を通して配布された市政への意見募集はがき)の主旨とテーマを知る。 ・メリットやデメリットなどよく考え、自分達の意見をまとめてはがきを書く。 	
生徒の感想	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の意見が札幌市に届くということが、とてもうれしかった。 ・今日の話合いで、自分も札幌市の一員なんだと感じた。今まではこういう問題を知らないし、知らなくてもいいと思っていたけど、そこは直したいと思った。 ・大人が決めること、難しいことと思っていたけど、自分たちも深く考えて、意見が出せることが分かった。 	

エ ピア・サポートに関する研究


①中学校の取組

ピア・サポートの取組を教育課程に位置付け、全校で実施するために、研修会や公開授業などを実施した。

実施校	市立屯田北中学校		
テーマ	ピア・サポート・プログラムを活かした豊かな人間関係づくり ～学校カリキュラムへの導入の試み～		
内容	第三学年・道徳におけるピア・サポート・トレーニング 「あたたかい人間関係を築くための基本的コミュニケーションスキル」を高め、豊かな人間関係を築き、互いに支え合って生活や学習に向き合う態度を育てる。		
指導計画	時数・テーマ	内 容	
	1	・上手な断り方	・相手も自分も大切にすることを体験的に学ぶ学習 ・道徳副読本の内容に沿って実施
	2	・ピア・サポートって ・ソーシャルスキル度 ・あたたかな言葉かけ	・自分の対人関係の癖を知る学習
	3	・究極の選択 ・エゴグラム	・自分のことを知る学習 ・理想の自分に近づく為の言葉や行動を考える。
	4	・守秘義務とリファーマ ・どんな人に相談する？ ・「友だちの秘密」	・信頼関係を築くために、大切なことを考える。 ・クラスルームでの取組 ・ソーシャルスキルを身に付ける学習
	5	・紙上相談	・実際に友達の相談にのる体験活動

②高等学校の取組

生徒にとって身近な本校の先輩によるピア・サポート活動を通して、今後の高校生活の送り方、人間関係の在り方、進路、自分の生き方について考える取組を行った。

実施校	市立札幌大通高等学校	
テーマ	二年次対象「卒業生によるピア・サポート」	
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・本校には様々な困難を乗り越えて進路を実現した卒業生が多数おり、そういった卒業生によるピア・サポート活動を通して、今の自分やこれからの自分の生き方について考える活動を取り入れた。 ・大人の言葉とは大きく違い、年齢が近く、同じ大通高校で過ごし、自分と近い環境にある本校の卒業生からの言葉だからこそ在校生に響くものがあった。 	
生徒の感想 (心に残った 先輩の言葉)	<ul style="list-style-type: none"> ・自分で自分を理解することから始める。自分に素直に生きれば、傷つくことがあっても色々な事が出来るようになる。 ・おじいちゃん、おばあちゃんを介護する仕事は、夜勤もあり大変。仕事は死とも隣り合わせだが、「ありがとう」って言われるとすごく嬉しい。 ・どんなに苦手な人でもいい所があるからそれを見つける。本を読もう。ツイッターや作文 1 枚でもいいから自分の意見をまとめることをしておく、大学で論文を書くのに役立つ。 ・大通にいる色々なタイプの人と話すことから学ぶことが大きい。 	

Ⅲ 子どもの権利に関する施策の推進及び検証体制

1 子どもの権利に関する推進計画

権利条例第46条に基づき、家庭、学校・施設、地域における子どもの権利の保障を進めるための具体的な取組を定める計画を平成23年3月に策定。計画期間は平成23年度～26年度。

計画の評価・検証は、「札幌市子どもの権利委員会」で実施し、平成23年度の実施状況について審議し、ホームページにおいて公表を行っている。

【基本理念】

「子どもの権利を尊重し、安心できる環境の中で、自立性と社会性を育むまちの実現」

【基本目標】

1. 子どもの意見表明・参加の促進
2. 子どもを受け止め、育む環境づくり
3. 子どもの権利の侵害からの救済
4. 子どもの権利を大切にす意識の向上

【成果指標】

項目	年度					目標値 (H26)
	H21※1	H21※2	H22	H23※3	H24	
自分のことが好きだと思ふ子どもの割合	53.2%	—	—	60.3%	61.6%	70%
子どもが、自然、社会、文化などの体験をしやす環境であると思ふ人の割合	42.4%	—	—	60.9%	60.5%	60%
	55.4%	58.0%	59.6%	57.3%	63.9%	60%
子どもの権利が守られていると思ふ人の割合 (1P再掲)	48.3%	—	—	65.7%	66.5%	60%
	48.4%	41.0%	43.9%	43.5%	49.2%	60%

上段:子ども 下段:大人

※1 子どもに関する実態意識調査(子ども未来局が実施。次回はH25年度実施)

※2 指標達成度調査(市長政策室が毎年度実施)

※3 子どもの値は、事業参加者へのアンケートなどの結果であり、大人の調査やH21年度の子どもの調査とは調査方法が異なる。

2 子どもの権利委員会の運営

権利条例に基づく附属機関として平成21年11月に設置。平成23年12月より第2期の委員会として活動を開始した。

現在は、平成24年2月に「子どもを受け止め育む環境づくり」について諮問し、子どもの権利に関する推進計画の進捗状況について、審議を行っている。

【実績】

- ・委員数 14名(公募委員 大人3名、高校生(就任当時)3名を含む)
- ・委員の分野 学識経験者、学校関係者、PTA関係者、児童福祉関係者、地域関係者
公募委員
- ・第2期の委員会開催数 7回(平成23年12月～平成25年3月)

3 検証体制

子どもの権利に関する施策の推進のより一層の推進を図ると同時に、市の内部委員会である「子どもの権利総合推進本部」をはじめとした施策の検証及び進捗管理を進めるとともに、市議会への報告をはじめ、外部委員会である「子どもの権利委員会」における施策の検証を進めていく。

【推進・検証体制】

